

託送供給に係る情報の取扱いおよび行為に関する規程

規程 平成 17 年 4 月 1 日制定

平成 23 年 1 月 12 日改正（第 2 次改正）

（目的）

第 1 条 この規程は、託送供給業務に関して知り得た他の電気供給事業者および電気の利用者に関する情報（以下「託送供給に係る情報」という。）の目的外利用の禁止、および託送供給業務における差別的取扱いの禁止について定め、託送供給業務の公平性・透明性の確保を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 規程における用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- 1 「託送供給」とは、接続供給および特定規模電気事業に関する振替供給等をいう。
- 2 「情報連絡窓口」とは、ネットワークサービスセンターおよび中央給電指令所をいう。
- 3 「託送供給の業務を行う部門」とは、情報連絡窓口、給電業務および電力流通設備の計画（系統アクセス検討を含む。）・工事・保守・運用（水力・風力・大規模太陽光発電設備の運転・保守を含む。）を行う事業場、部署および担当をいう。
- 4 「託送供給業務従事者」とは、託送供給の業務を行う部門を統括し、または当該部門に所属する職員をいう。
- 5 「他部門」とは、託送供給の業務を行う部門以外の事業場、部署および担当をいう。
- 6 「他部門の職員」とは、他部門を統括し、または当該部門に所属する職員をいう。
- 7 「発電部門」とは、「他部門」のうち自社の発電設備に関する計画・工事・保守・運用を行う事業場、部署および担当をいう。
- 8 「発電部門の職員」とは、発電部門を統括し、または当該部門に所属する職員をいう。
- 9 「営業部門」とは、「他部門」のうち特定規模需要について自社の電気の販売営業活動または契約等を行う事業場、部署および担当をいう。
- 10 「営業部門の職員」とは、営業部門を統括し、または当該部門に所属する職員をいう。

(託送供給に係る情報の目的外利用の禁止)

第3条 取締役、相談役、顧問および職員は、託送供給に係る情報を託送供給業務の目的以外の目的に利用し、または提供してはならない。

② 前項の取扱いは、異動、出向、退任および解職の場合についても、準用する。

(他部門との物理的隔絶)

第4条 託送供給の業務を行う部門と他部門とを物理的に隔絶する。また、情報連絡窓口とその他すべての部門とを物理的に隔絶する。

(連携業務)

第5条 託送供給業務従事者は、発電部門および営業部門の業務を行わないものとする。

② 発電部門および営業部門の職員は、託送供給業務を行わないものとする。ただし、設備の故障および非常災害時等、緊急に供給支障を解消することが必要な場合、営業部門の職員は託送供給業務を行うことができるものとする。

③ 前項ただし書に定めるほか、業務の過度の硬直化・非効率化を招かないようにするため、次の業務について発電部門および営業部門の職員は、託送供給業務従事者と連携して行うことができるものとする。

- 1 設備の故障および異常時ならびに非常災害時等における連絡および問い合わせ対応
- 2 土日、祝日、夜間等における問い合わせ対応等の業務

(文書管理における措置)

第6条 託送供給業務従事者は、託送供給に係る情報を含む文書（電子データを含む。）を厳正に管理するために、適切な措置を講じるものとする。

② 他部門の職員は、託送供給業務遂行上受信した託送供給に係る情報を含む文書（電子データを含む。）を厳正に管理するために、適切な措置を講じるものとする。

(情報の伝達)

第7条 託送供給業務遂行上他部門の職員に託送供給に係る情報を伝達せざるを得ない場合、発信部署は当該情報が託送供給の目的以外の目的に利用できないよう、適切な措置を講じるものとする。

(データサーバへのアクセス)

第8条 託送供給に係る情報をデータサーバで管理する場合、当該情報へのアクセスを厳格に管理するために、適切な措置を講じるものとする。

(人事異動制約)

第9条 情報連絡窓口の職員については、営業部門への直接の異動は行わないものとする。

(託送供給業務における差別的取扱いの禁止)

第10条 託送供給業務について、特定の電気供給事業者または自社の発電・営業部門に対し、不当に優先的な取扱いをし、もしくは利益を与え、または不当に不利な取扱いをし、もしくは不利益を与えてはならない。

(託送供給情報管理総括責任者)

第11条 託送供給の業務を行う部門と他部門との託送供給に係る情報の遮断に関するこの規程等の遵守状況を管理し、適正な情報の取扱いを確保するために、託送供給情報管理総括責任者を設置する。

② 託送供給情報管理総括責任者は、流通本部長とする。

付 則

- 1 この規程は、平成23年1月28日から施行する。
- 2 平成11年12月27日制定の接続供給情報管理規程は廃止する。